

第 1 回 口 頭 弁 論 調 書 (和解)

事 件 の 表 示	平成 27 年 (ワ) 第 3736 号
期 日	平成 27 年 11 月 19 日 午後 1 時 10 分
場所及び公開の有無	横浜地方裁判所第 7 民事部法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官	田 中 寿 生
裁 判 官	今 村 あ ゆ み
裁 判 官	小 野 啓 介
裁 判 所 書 記 官	権 守 真 紀
出頭した当事者等	原告代理人 榊山彩子 同 岩田修 同 本間紀子 被告代表者 下田健太郎
指 定 期 日	

弁 論 の 要 領 等

原 告

訴状陳述

被 告

答弁書陳述

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

東京都千代田区六番町 15 番地

原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本

同 代 表 者 理 事 和 田 寿 昭

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 榊 山 彩 子

同 岩 田 修

同 本 間 紀 子

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目12番地1

被 告 株式会社ケイツウ

同代表者代表取締役 下 田 健太郎

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 和解条項

別紙和解条項のとおり

裁判所書記官 権 守 真 紀

和解条項

第1項 原告と被告は、被告が、消費者との間で家庭教師の派遣契約を締結するに際し、別紙契約条項目録1ないし3の各条項につき、その使用を停止したことを相互に確認する。

第2項 被告は、今後下記内容の意思表示を行わない。

- (1) 指導内容を中学受験とする家庭教師の派遣契約（但し、指導契約期間の終期が、受講生が小学6年次の12月から翌年3月とされている場合に限る）において、自動更新の扱いとするとの意思表示
- (2) 会員は、入会諸経費や月謝の支払いを支払期限より2週間以上遅延した場合、支払期限に遡り年利14.6%を超える遅延損害金を被告に対して支払わなければならないとの意思表示

第3項 原告と被告は、被告が、別紙契約条項目録1ないし3の各条項が記載された契約書及び約款の各用紙を破棄し、改定したことを相互に確認する。

第4項 被告は、従業員らに対し、別紙契約条項目録1ないし3の各条項の使用停止もしくは是正について告知する。

第5項 被告は、原告に対し、原告から、被告の行う契約について、問い合わせ又は協議の申入れがあった場合には、真摯に対応することを約束する。

第6項 被告は、今後、消費者から苦情や相談があった場合には、その解決に向けて真摯に協議に応じ、解決に努力することを確約する。

第7項 原告は、その余の請求を放棄する。

第8項 原告と被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるものの他何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第9項 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

契約条項目録

1. 契約約款「3. 契約の更新」

契約の更新を希望しない会員（退会を希望する会員）は、最終指導月の前月末日までに書面にてその旨をスタディリフォームに通知するものとします。

書面の通知無く指導を中断している期間は、休会扱いとなり契約は自動更新されます。

2. 契約約款「9. 休会・退会」

③契約期間が定められている場合でも、会員から退会の連絡が無い場合、スタディリフォームは契約を自動更新することができます。

3. 契約約款「15. 支払遅延損害金」

会員は、入会諸経費や月謝の支払いを支払期限より2週間以上遅延した場合、支払期限に遡り1日のつき0.05%の遅延損害金をスタディリフォームに対して支払うものとします。

以上

これは正本である。

平成27年11月20日

横浜地方裁判所第7民事部

裁判所書記官 権 守 真

